

西条市避難行動要支援者支援制度のお知らせ

支援制度の目的

大きな災害が発生したとき、高齢者や障がい者などのいわゆる「避難行動要支援者」は、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けるおそれがあります。

この制度は、地域にいる要支援者の方を平常時から把握し、災害時の避難支援等の体制を構築し、要支援者の方々が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものです。

支援制度の流れ

① 市の共有情報を地域へ情報提供

保健福祉部所有の高齢者、障がい者等の情報（共有情報）名簿を自主防災会長等に提供し、地域の要支援者把握に活用していただく。※提供の際、誓約書をいただく。



⑤ 訓練・応急活動へ活用

平常時には、地域で避難訓練など実施する。災害時には、安否確認、救出・救護、避難誘導、情報の伝達を行う。



調査対象者
(共有情報)

自主防災組織（自治会）・民生児童委員

台帳登録同意者

※自力で避難することが困難で、地域の支援を必要とする方々。
※家族で支援できる方、施設入居者は除く。

市役所 危機管理課
(総合支所総務課)

【お問い合わせ】

西条市役所 経営戦略部
危機管理課 危機管理係
TEL 0897-56-5151

② 要支援者の把握

市名簿を参考に地域で連携して訪問のうえ、登録同意の意思確認を行い、台帳作成を行う。

※同意方式

③ 同意を得た台帳を提出

注1 届出

④ 名簿の提供 (情報共有)

避難行動要支援者登録申出書兼登録台帳

記入例

西条市長 様

私は、災害発生時等に地域の支援を受けたいため、下記事項を台帳に登録することを希望します。また、台帳の情報から「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生児童委員、自主防災組織（自治会）、消防団、警察署等の避難支援等関係者に提供することに同意します。

【同意・署名欄】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

本人氏名

代筆者氏名（続柄）

西条 太郎

〇〇 (続柄)

1 避難行動要支援者本人に関する情報

住所	西条市明屋敷164	電話	(自宅) 〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 000-0000-0000
フリガナ氏名	サイジョウ タロウ 西条 太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
本人の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 独居高齢者 ・ <input type="checkbox"/> ねたきり高齢者 ・ <input type="checkbox"/> 身体障がい者 ・ <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 ・ <input type="checkbox"/> 難病患者 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()		
かかりつけ病院名	〇〇病院	世帯主氏名	サイジョウ タロウ 西条 太郎
(特記事項) ※伝えておきたいことなど 一人では歩行困難。			

知っておいてほしいことなどを
書いてください。

2 緊急時家族等の連絡先

フリガナ氏名	サイジョウ イチロウ 西条 一郎	続柄	子 (長男)	電話	(自宅) 〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 000-0000-0000
フリガナ氏名	サイジョウ ハナコ 西条 花子	続柄	姉	電話	(自宅) 〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 000-0000-0000

3 支援に関する情報

地域支援者①	住所	西条市〇〇番地	フリガナ氏名	トウヨウ ジロウ 東予 次郎	電話	(自宅) 〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 000-0000-0000
地域支援者②	住所	西条市〇〇番地	フリガナ氏名	タンバラ ジロウ 丹原 二郎	電話	(自宅) 〇〇-〇〇〇〇 (携帯) 000-0000-0000
民生児童委員	氏名	小松 太郎				
自主防災組織名	〇〇自主防災会	自治会名	〇〇自治会			

地域支援者は、ご自身で
協力をお願いしてください。

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。 西条市長

避難行動要支援者支援制度のよくあるQ&A



Q. 「要支援者登録台帳」の個人情報保護されるのか?

A. 要支援者登録台帳の提供相手と市で、「要支援者の支援の目的のみに使用する」旨の誓約を取り交わします。今後も防災研修などで情報漏洩防止をしっかりと注意喚起するなどし、継続的に情報の保護に努めます。

Q. 「要支援者登録台帳」にある「地域支援者」とは？どのように選ぶのか?

A. 地域支援者とは、安否確認・情報伝達・避難所への付き添いや支援など、要支援者を支援する方です。原則ご自身で協力をお願いしていただくか、又は、支援者になる方が了解した上で、地域の皆さんで相談して決めてください。

Q. 地域支援者の責任は？重すぎないか?

A. 災害時は支援者も被災することがあります。日頃から良好な近所付き合いを心がけていただき、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

Q. 「要支援者登録台帳」に登録したら必ず助けてもらえるのか?

A. 災害はいつ起こるかわからず、必ず支援を受けられるとは限りません。よって登録者自身も、自宅の安全対策や、周囲の方とのコミュニケーションを取るよう心がけるなどしてください。

Q. 「要支援者登録台帳」に登録しないと助けてもらえないのか?

A. 災害発生時は、登録の有無にかかわらず、被災者の救助が最優先されます。しかし、要支援者登録台帳に登録することにより地域の中で普段から情報把握しておくことで、地域の皆さんが地域の要支援者の安否確認や避難支援を速やかに行えると考えています。

Q. 「要支援者登録台帳」の情報は更新されるの?

A. 変更があった場合、本人又は自主防災会（自治会）、民生児童委員等から、市危機管理課までお知らせください。毎年1回、更新リストを6月頃に市から自主防災会等へ提供します。



平常時の備え (要支援者の把握・防災訓練)

区分	主な活動
自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治会回覧等を用い、新たな登録希望者の発見に努め、登録希望者には、台帳の登録を促す。 ② 民生児童委員と連携し、市の名簿を参考としながら、要支援者の台帳への登録と、本人情報の事前開示に関する同意の意思確認を行う。 ③ 地域支援者については、原則として要支援者本人が依頼し、同意を得ていただきますが、選定されない場合は、民生児童委員と協力し、近隣住民の方等の選定に努める。(平素から地域支援者を募集しておき、応募のあった支援者を、災害時に各要支援者に振り分けていく方法もあります。) ④ 登録の同意者については、台帳を市へ提出する。 ※又は民生児童委員が提出する。(地域により異なる) ⑤ 要支援者に対しては、地域支援者又は組や班を中心とした近隣住民により普段から見守り体制の強化に努める。(夏祭り等の自治会主催事業への参加を促して閉じこもりを防いだり、普段から安否を気遣ったりするなど) ⑥ 防災訓練の中で要支援者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、他の自主防災組織、民生児童委員等と連携をとることで、非常時の対応に備える。 ⑦ 要支援者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。
地域支援者 (近隣住民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分の担当の要支援者に対し、普段からできる範囲での見守りを行う。(機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、家の建築年月、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援ができるか確認しておく) ② 要支援者とともに防災訓練に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認、避難訓練等を行い非常時にとるべき行動を確認する。 ③ 要支援者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織(自治会)と連携し、市の名簿を参考としながら、要支援者の台帳への登録と、本人情報の事前開示に関する同意の意思確認を行う。 ② その他、普段の活動の中で、台帳登録希望者の発見に努め、台帳の登録を促す。 ③ 防災訓練に参加し、地域支援者から要支援者の状況報告を受ける訓練等を行い、非常時の対応に備える。 ④ 要支援者の状態に変化が見られた場合は、随時、市に報告する。※変更届出

災害時が起きた時 (避難まで)

区分	主な活動
自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域支援者から、要支援者の情報収集に努め、状況を把握する。 ② 地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない要支援者に対しては近隣住民、民生児童委員と協力し、引き続き安全な状況にあるか状況把握、状況によっては避難の呼びかけや避難誘導等に努める。 ③ 行政等の支援が必要な場合は、市に報告する。
地域支援者 (近隣住民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市の避難勧告等が発令された場合、要支援者に対する安全確認に努め、状況によっては避難の呼びかけや安全な場所への誘導等を行う。 ② 自主防災組織(自治会)及び民生児童委員に要支援者の現在の居所、現況等を報告する。 ③ 災害が発生した場合、自分自身及び家族の安全を確認するとともに、要支援者の安否確認を行う。 ④ 要支援者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し、救助活動を行うと共に消防署、市の災害対策本部へ連絡する。 ⑤ 安否確認後、避難が必要な状況であれば、避難所まで避難誘導を行う。 ⑥ 要支援者の避難状況を、自主防災組織(自治会)又は民生児童委員に連絡する。
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域支援者及び自主防災組織(自治会)と協力して、担当地区内要支援者の情報把握に努め、市へ報告する。 ② 地域支援者と連絡が取れないなど、状況が把握できない要支援者に対しては、自主防災組織(自治会)と協力し、引き続き状況把握、避難の呼びかけ、避難誘導等に努める。 ③ 行政等の支援が必要な場合は、市に報告する。

●災害発生時の支援の流れ

自主防災組織(自治会)、民生児童委員や地域支援者は、風水害が発生する恐れがある時や発生した時、市災害対策本部から避難勧告等の連絡を受けて、安否確認や避難誘導などの支援を行います。

市から連絡がない場合でも、被害が想定され支援が必要であると判断される場合は地域での自主的な行動をお願いします。

災害の状況によっては、この流れ通りにならない場合があります。

災害時が起きた後 (避難の後)

区分	主な活動
自主防災組織 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者が安全に帰宅できるよう努める。 ② 地域支援者及び民生児童委員に要支援者である避難者の帰宅状況を確認し、市に報告する。 ③ 住民の避難生活を把握し、要望等を市に連絡する。
地域支援者 (近隣住民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要に応じて、要支援者の避難所等から社会福祉施設等への移動を支援する。(行政及び社会福祉施設との連携によりできる範囲で) ② 要支援者の帰宅先の安全確認を行うとともに帰宅の手助けを行う。 ③ 帰宅したことを自主防災組織(自治会)及び民生児童委員に報告する。
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 要支援者のよき相談相手となり、配置職員を通じて困りごとなど市に連絡し、避難生活の改善に努める。 ② 避難場所にて帰宅先の安全確認を行うとともに帰宅の手助けを行う。 ③ 帰宅したことを自主防災組織(自治会)に報告する。

